

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券

銘 柄	第 66 回 独立行政法人福祉医療機構債券 (ソーシャルボンド)	債券の総額	金 10,000 百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 10,000 百万円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和 4 年 6 月 10 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年 0.319 パーセント	払込期日	令和 4 年 6 月 20 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償 還 期 限	令和 14 年 6 月 18 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
募 集 の 方 法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2)償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和 14 年 6 月 18 日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当条項なし(本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付 本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAA+の信用格付を令和4年6月10日付で取得している。 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。 一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。 本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。 R&I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>2. 募集の受託会社 (1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。 (3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和4年6月10日付第66回独立行政法人福祉医療機構債券（ソーシャルボンド）募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約 当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。 (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。 (2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。 (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。 (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法 (1) 当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p>
------------	---

<p style="text-align: center;">摘 要</p>	<p>(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の債権者集会 (1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき</p> <p>②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき</p> <p>③決議が著しく不公正であるとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12)本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1)当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
--	---

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 野村証券株式会社 みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 本債券の発行により調達する資金の用途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
10,000,000,000円	35,525,000円	9,964,475,000円

(2) 手取金の用途

上記の手取概算額9,964,475,000円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業の貸付原資に令和4年6月下旬に充当する予定です。

当機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するソーシャルボンド原則2021（以下「ソーシャルボンド原則」という。）に基づくソーシャルボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）により、ソーシャルボンドを発行します。本フレームワークについては、ソーシャルボンド原則に適合する旨、独立した第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）から、セカンドオピニオンを取得しています。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：株式会社格付投資情報センター）

<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/socialfinance/index.html>

ソーシャルボンド・フレームワークの概要

1. 資金の使途	当機構がソーシャルボンドで調達した資金は、福祉医療貸付事業 (= ソーシャルプロジェクト) に充当され、我が国が抱える社会的課題の解決に貢献します
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	業務運営に関する中期目標は厚生労働大臣から示され、これを達成するための中期計画及び年度計画について、厚生労働大臣の認可及び届出により決定します。なお、貸付先については、厚生労働大臣が認可する業務方法書等に基づき、判断しています。
3. 調達資金の管理	独立行政法人福祉医療機構会計規程第 4 条及び第 5 条に基づく区分経理により、ソーシャルボンドにより調達された資金は、福祉医療貸付事業に充当し区分管理します。福祉医療貸付事業は「一般勘定」として他の勘定と経理区分した上、帳簿上での管理を行い「一般勘定」における他の事業と区分します。また、年に 1 度、ソーシャルボンドの発行残高の総額が直近期末の福祉医療貸付事業における貸付金残高を上回っていないことを確認します。
4. レポーティング	ソーシャルボンドの調達資金の充当状況及びインパクト状況 (適格ソーシャルプロジェクトにより実現した社会的な効果等。) については、当機構の事業報告書、業務統計またはウェブサイトにて年に一回公表する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書 発行者情報の部 令和2年度決算」(令和3年12月3日現在)

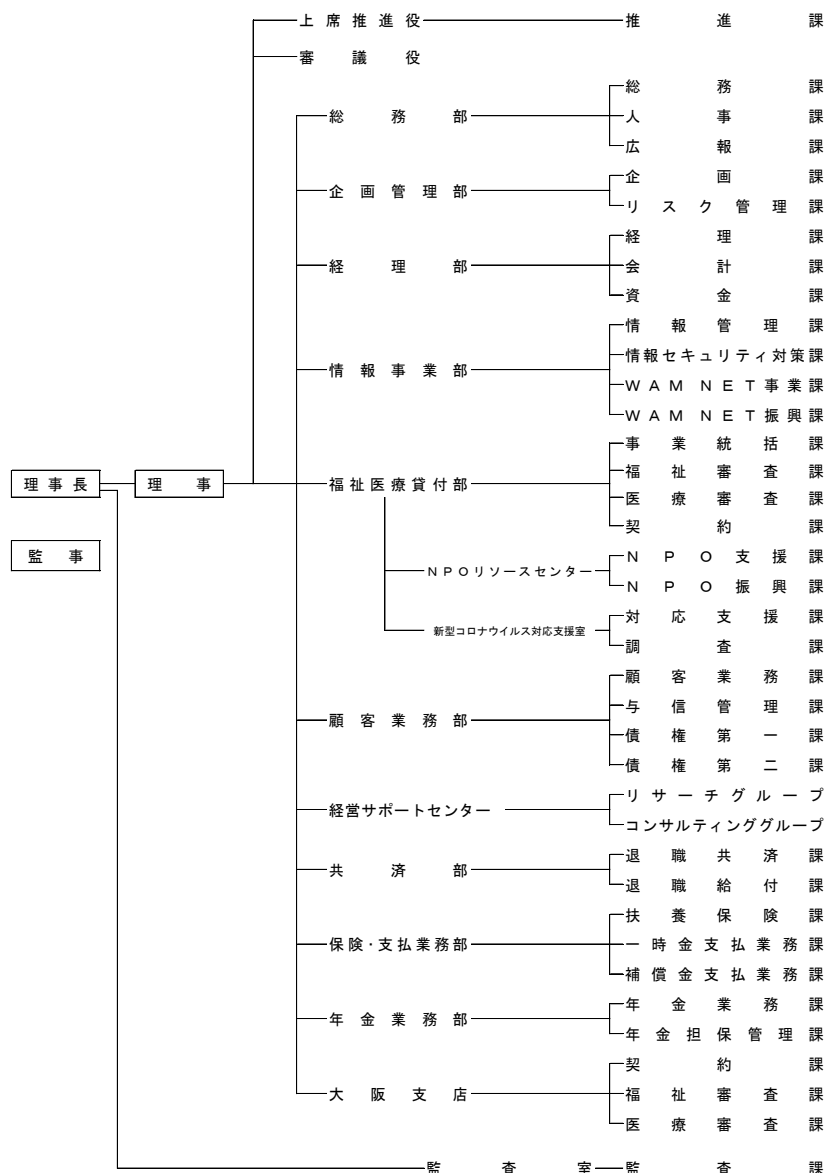
2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、説明書発行者情報の部の作成日(令和3年12月3日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(令和4年6月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本説明書証券情報の部の作成日(令和4年6月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(2) 組織変更について

当機構の組織体制の一部を令和4年4月1日付にて変更いたしました。



(3) 年度計画の策定について

当機構は、通則法第 31 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画（令和 4 年度）

独立行政法人福祉医療機構は、平成 20 年 10 月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

令和 4 年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 31 日

令和 4 年 4 月 28 日改正

独立行政法人福祉医療機構

理事長 中 村 裕 一

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先とし、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた施設等への融資については、その緊急性に鑑み着実に実施しつつ、貸付債権の適正な管理を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

○福祉貸付事業

区 分	令和 4 事業年度
貸 付 契 約 額	437, 400, 000千円
資 金 交 付 額	458, 600, 000千円

○医療貸付事業

区 分	令和 4 事業年度
貸 付 契 約 額	431, 200, 000千円
資 金 交 付 額	418, 600, 000千円

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、感染症対策に係る施設整備、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた施設等への融資については、引き続き遅滞なく実施する。

(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。

(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。

また、協調融資の一層の普及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政当事者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。

- (4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者に対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。

- (5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残高を有する貸付先や融資時等にモニタリング先と指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障をきたした貸付先や災害により被災した貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。

- (6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努める。

- ① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。
- ② 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（イエローゾーン先）については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。
- ③ 新型コロナウイルス対応支援資金について、貸付債権ポートフォリオ分析を行うとともに、信用リスクが高い貸付先については、モニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。

- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

- (8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。
- ② 協調融資金融機関数について、13機関以上拡大する。
- ③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先（イエローゾーン先）に係る実地調査等を55貸付先以上に実施する。

2 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、直近の診療報酬改定、施設の生産性向上の取組みと人材確保等の内容を踏まえたテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。セミナーの開催方法は全国及び地域の新型コロナウイルスの感染状況に配慮し、利用者の受講機会の確保を図る観点から、状況に応じて柔軟に対応する。

(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。

また、特別養護老人ホーム、病院及びそれらを運営する法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、経営動向調査を実施し、公表する。

(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①セミナーについては、延べ受講者数を3,240人以上とする。
- ②施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16件以上公表する。
- ③公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を68回以上とする。
- ④経営診断については、延べ342件以上の診断を実施する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や連携・ネットワーク化を図る活動、地域に密着したきめ細かな活動で、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化することに加え、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した孤独・孤立等の社会課題にも対応することとし、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

(2) 助成金申請業務の効率化により、令和4年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。

なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」（平成27年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定）を踏まえることとする。

(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。

(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページや研修等で広く周知する。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。
- ②助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。

4 退職手当共済事業

退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	令和4事業年度
4月1日現在の被共済職員数	895,106人
退職手当金支給者数	81,003人
退職手当金支給額	122,992,972千円
単 位 掛 金 額	44,500円

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、ICTの活用を進めるとともに、退職届作成システムの活用について周知し、利用の促進を図る。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。
- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
 - ①請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。
 - ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を30%以上とする。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	令和4事業年度
新 規 加 入 者 数	1,037人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,144人
保 険 対 象 加 入 者 数	59,140人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	60,858人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,405,400千円
年 金 給 付 保 険 金 額	14,420,680千円

(1) 財政状況の検証

令和3年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会（以下「財務状況検討会」という。）で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。

なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成され

る組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。

また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用におけるリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体

資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。

- ・ 各資産

各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。

- ・ 運用受託機関等

運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管理等を行い、適切に管理する。

なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年4回(四半期毎)ヒアリングを実施する。

③ 運用に関する基本方針の見直し

運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、資産運用委員会で検証し、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式への分散投資を原則としたうえで、必要に応じて見直しを行う。

また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	74.5%	±8%
国内株式	8.5%	±4%
外国債券	8.5%	±2%
外国株式	8.5%	±4%

※上記資産の他、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保した短期資産を別途保有する。

⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

令和3年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理等の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かく対応する。

また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ・ 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を15回以上行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福

祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」並びに「災害時情報共有システム整備事業」に基づく「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。
- (2) 「児童福祉施設等災害時情報共有システム」及び「障害者支援施設等災害時情報共有システム」等、国の施策に基づく情報システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。
- (3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。
- (4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
 - ①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 5 件以上実施する。
 - ②年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。

7 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的に実施してきた年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 40 号)の施行により、令和 4 年 3 月末で申込受付が終了したため、業務の終了に向けた適切な措置を講じる。

なお、当該業務の実施にあたっては、以下の点に留意する。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分	令和 4 事業年度
貸 付 契 約 額	1,569,000 千円
資 金 交 付 額	1,569,000 千円

○労災年金担保貸付事業

区 分	令和 4 事業年度
貸 付 契 約 額	36,130 千円
資 金 交 付 額	36,130 千円

- (1) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。
- (2) 業務の円滑な終了に向けて着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。
- (3) 円滑に業務を終了する観点から、令和 4 年 3 月末をもって申込受付を終了したこと及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者等への適切な対応に努める。

なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。
- (4) 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ・福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 42 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。

8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。

- (1) 業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握、並びに関係機関と連携した課題等の把握などに基づき、令和 3 年度まで進めてきた検討により明らかになった主要課題及び事実関係を踏まえつつ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるとともに、国と調整を行う。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。
特に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、この返済条件の変更措置の円滑な運用を図るとともに、貸付先に対するモニタリングを通じた状況把握及び必要な指導等を行う。
- (4) 延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。
- (5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
 - ・長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して 18%以上の回収処理を行う。

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報等の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第 4 期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。
- (2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。
- (3) 業務の特性に応じて、当該業務に必要な I T に関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者（C I O）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。
- (2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「令和4年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。
- (3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。
(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。
役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1-1～1-4のとおり

2 収支計画

別表2-1～2-4のとおり

3 資金計画

別表3-1～3-4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

95,500 百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

- ・ 全勘定に共通する事項
業務改善に係る支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第8 その他業務運営に関する重要事項

機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。
- (2) トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。
さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。

2 内部統制の充実

- (1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。
また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。
- (2) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、厚生労働省と連携した CSIRT 訓練を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。
また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

- (1) 女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。
- (2) 福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針に基づき、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項及び同法附則第 5 条の 2 第 2 項に定める業務の財源に充てることとする。

(単位:百万円)

区 別	金 額										計	
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	承継債権管理回収	債権管理	年金債権	担保債権	労災年金担保債権	年金担保債権	一時金等		補助金等
収入												
運営費交付金	890	732	104									1,726
国庫補助金	799	26,372										27,170
社会福祉振興助成費補助金	733											733
子ども・子育て支援事業費補助金	66											66
給付費補助金		26,372										26,372
利子補給金	2,706											2,706
福祉医療貸付事業収入												
福祉医療貸付金利息	38,113											38,113
経営指導事業収入	73											73
福祉保健医療情報サービス事業収入	5											5
社会福祉振興助成事業収入	12											12
退職手当共済事業収入		96,661										96,661
掛金		68,285										68,285
都道府県補助金		24,984										24,984
退職手当給付費支払資金戻入		3,384										3,384
雑収入		8										8
心身障害者扶養保険事業収入			34,029									34,029
保険料収入			7,518									7,518
保険金			12,005									12,005
特別給付金			84									84
弔慰金			1									1
扶養保険資金戻入			14,421									14,421
承継債権管理回収業務収入												
承継債権貸付金利息				8,550								8,550
年金担保貸付事業収入												
年金担保貸付金利息						828						828
労災年金担保貸付事業収入												
労災年金担保貸付金利息									14			14
寄附金収入	100											100
利息収入					0				0		0	1
雑収入	9	1	0		3	0			0		0	14
計	42,706	123,765	34,133	8,554		828		14	0		0	210,001
支出												
福祉医療貸付事業費	44,196											44,196
支払利息	44,107											44,107
業務委託費	14											14
債券発行諸費	75											75
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費												
支払利息	38											38
社会福祉振興助成事業費	937											937
社会福祉振興助成金	733											733
子供の未来応援支援金	204											204
退職手当共済事業費		123,033										123,033
退職手当給付金		122,993										122,993
退職手当給付費支払資金繰入		40										40
心身障害者扶養保険事業費			34,029									34,029
支払保険料			7,518									7,518
年金給付保険金			14,421									14,421
弔慰金給付保険金			84									84
特別弔慰金給付金			1									1
扶養保険資金繰入			12,005									12,005
年金担保貸付事業費												
支払利息						371						371
業務委託費						16						16
債券発行諸費						355						355
労災年金担保貸付事業費												
業務委託費									5			5
一時金支払金									1,268			1,268
補償金支払金											1,843	1,843
業務経費	1,851	460	24	868		98		4	11		15	3,332
福祉医療貸付業務経費	1,186											1,186
経営指導業務経費	230											230
福祉保健医療情報サービス業務経費	397											397
社会福祉振興助成業務経費	39											39
退職手当共済業務経費		460										460
心身障害者扶養保険業務経費			24									24
承継債権管理回収業務経費				868								868
年金担保貸付業務経費						98						98
労災年金担保貸付業務経費								4				4
一時金支払等業務経費									11			11
補償金支払等業務経費											15	15
一般管理費	245	35	8	44		21		1	4		4	364
人件費	2,210	237	72	269		129		3	34		44	2,998
計	49,477	123,765	34,133	1,181		620		13	1,318		1,906	212,414

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
収入						
運営費交付金	130	25	19	71	644	890
国庫補助金			66	733		799
社会福祉振興助成費補助金				733		733
子ども・子育て支援事業費補助金			66			66
利子補給金	2,706					2,706
福祉医療貸付事業収入						
福祉医療貸付金利息	37,118	363	391		240	38,113
経営指導事業収入		73				73
福祉保健医療情報サービス事業収入			5			5
社会福祉振興助成事業収入				12		12
寄附金収入				100		100
雑収入	3	0	0	0	6	9
計	39,956	462	482	916	891	42,706
支出						
福祉医療貸付事業費	44,196					44,196
支払利息	44,107					44,107
業務委託費	14					14
債券発行諸費	75					75
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費						
支払利息	38					38
社会福祉振興助成事業費				937		937
社会福祉振興助成金				733		733
子供の未来応援支援金				204		204
業務経費	1,186	230	397	39		1,851
福祉医療貸付業務経費	1,186					1,186
経営指導業務経費		230				230
福祉保健医療情報サービス業務経費			397			397
社会福祉振興助成業務経費				39		39
一般管理費					245	245
人件費	1,203	232	85	44	646	2,210
計	46,623	462	482	1,020	891	49,477

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
令和4年度予算

別表1-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	732		732
国庫補助金			
給付費補助金		26,372	26,372
退職手当共済事業収入		96,661	96,661
掛金		68,285	68,285
都道府県補助金		24,984	24,984
退職手当給付費支払資金戻入		3,384	3,384
雑収入		8	8
雑収入	1		1
計	732	123,033	123,765
支出			
退職手当共済事業費		123,033	123,033
退職手当給付金		122,993	122,993
退職手当給付費支払資金繰入		40	40
業務経費			
退職手当共済業務経費	460		460
一般管理費	35		35
人件費	237		237
計	732	123,033	123,765

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

予算
令和4年度予算

別表1-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
収入			
運営費交付金	104		104
心身障害者扶養保険事業収入		34,029	34,029
保険料収入		7,518	7,518
保険金		12,005	12,005
特別給付金		84	84
弔慰金		1	1
扶養保険資金戻入		14,421	14,421
雑収入	0		0
計	104	34,029	34,133
支出			
心身障害者扶養保険事業費		34,029	34,029
支払保険料		7,518	7,518
年金給付保険金		14,421	14,421
弔慰金給付保険金		84	84
特別弔慰金給付金		1	1
扶養保険資金繰入		12,005	12,005
業務経費			
心身障害者扶養保険業務経費	24		24
一般管理費	8		8
人件費	72		72
計	104	34,029	34,133

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和4年度収支計画

別表2-1

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	承継債権管理回収勘定	年金債権回収	担保管理勘定	労災年金担保管理勘定	一時金支払等	支 払	補償金支払等	
費用の部	54,402	123,777	22,128	1,166		452	11	1,318	1,906	205,161	
経常費用	54,402	123,737	22,128	1,166		452	11	1,318	1,906	205,121	
福祉医療貸付業務費	49,915									49,915	
借入金利息	42,346									42,346	
債券利息	1,512									1,512	
債券発行諸費	75									75	
業務委託費	13									13	
福祉医療貸付業務経費	1,123									1,123	
貸倒引当金繰入	4,846									4,846	
経営指導業務費											
経営指導業務経費	211									211	
福祉保健医療情報サービス業務費											
福祉保健医療情報サービス業務経費	391									391	
社会福祉振興助成業務費	972									972	
社会福祉振興助成費	733									733	
子供の未来応援支援費	204									204	
社会福祉振興助成業務経費	35									35	
退職手当共済業務費		123,442								123,442	
退職手当給付金		122,993								122,993	
退職手当共済業務経費		449								449	
心身障害者扶養保険業務費			22,045							22,045	
支払保険料			7,518							7,518	
給付金			14,505							14,505	
心身障害者扶養保険業務経費			22							22	
承継債権管理回収業務費				834						834	
承継債権管理回収業務経費											
年金担保貸付業務費						291				291	
借入金利息						16				16	
債券利息						0				0	
債券発行諸費						0				0	
業務委託費						184				184	
年金担保貸付業務経費						90				90	
労災年金担保貸付業務費							6			6	
業務委託費							3			3	
労災年金担保貸付業務経費							3			3	
一時金支払等業務費								1,278		1,278	
一時金支払金								1,268		1,268	
一時金支払等業務経費								10		10	
補償金支払等業務費									1,856	1,856	
補償金支払金									1,843	1,843	
補償金支払等業務経費									13	13	
一般管理費	204	30	7	38	17		1	4		304	
減価償却費	504	29	5	27	15		0	3		585	
人件費	2,205	236	72	268	129		3	34	44	2,991	
臨時損失											
退職手当給付費支払資金繰入		40								40	
収益の部	42,687	123,777	24,224	8,499	761	13	1,318	1,906	203,187		
運営費交付金収益	651	706	96							1,453	
福祉医療貸付事業収入	37,623									37,623	
経営指導事業収入	73									73	
福祉保健医療情報サービス事業収入	5									5	
社会福祉振興助成事業収入	12									12	
退職手当共済事業収入		68,293								68,293	
掛金		68,285								68,285	
雑益		8								8	
心身障害者扶養保険事業収入			20,652							20,652	
受取保険料			7,518							7,518	
保険金			12,090							12,090	
金銭の信託運用益			1,044							1,044	
承継債権管理回収業務収入				8,495						8,495	
年金住宅資金等貸付金利息											
年金担保貸付事業収入					760					760	
労災年金担保貸付事業収入						13				13	
補助金等収益	3,504	51,356					50	63		54,973	
国庫補助金収益		26,372								26,372	
都道府県補助金収益		24,984								24,984	
社会福祉振興助成費補助金収益	733									733	
子ども・子育て支援事業費補助金収益	66									66	
利子補給金収益	2,706									2,706	
その他の政府交付金収益							50	63		113	
旧優生保護法一時金支払基金預り金取崩益							1,268			1,268	
ハンセン病元患者家族補償金支払基金預り金取崩益								1,843		1,843	
寄附金収益	204									204	
資産見返運営費交付金戻入	285	13	1	1	0	0				299	
資産見返補助金等戻入	87							0	0	87	
賞与引当金見返に係る収益	137	15	4							156	
退職給付引当金見返に係る収益	102	11	3							116	
財務収益											
受取利息				0				0	0	1	
雑益	5	0	0	2	0	0	0	0	0	7	
臨時利益		3,384	3,467							6,851	
退職手当給付費支払資金戻入益		3,384								3,384	
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益			3,467							3,467	
前中期目標期間繰越積立金取崩額						2	0			2	
総利益又は総損失(△)	△ 11,714	-	2,095	7,333	309	3	-	-	-	△ 1,974	

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和4年度収支計画

別表2-2

(単位:百万円)

区 別	金 額						計
	一 般 勘 定						
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通		
費用の部	51,354	489	644	1,020	894	54,402	
経常費用	51,354	489	644	1,020	894	54,402	
福祉医療貸付業務費	49,915					49,915	
借入金利息	42,346					42,346	
債券利息	1,512					1,512	
債券発行諸費	75					75	
業務委託費	13					13	
福祉医療貸付業務経費	1,123					1,123	
貸倒引当金繰入	4,846					4,846	
経営指導業務費							
経営指導業務経費		211				211	
福祉保健医療情報サービス業務費							
福祉保健医療情報サービス業務経費			391			391	
社会福祉振興助成業務費				972		972	
社会福祉振興助成費				733		733	
子供の未来応援支援費				204		204	
社会福祉振興助成業務経費				35		35	
一般管理費					204	204	
減価償却費	239	46	169	4	46	504	
人件費	1,200	232	84	44	644	2,205	
収益の部	39,640	489	644	1,020	894	42,687	
運営費交付金収益			10	66	575	651	
福祉医療貸付事業収入	36,628	363	391		240	37,623	
経営指導事業収入		73				73	
福祉保健医療情報サービス事業収入			5			5	
社会福祉振興助成事業収入				12		12	
補助金等収益	2,706		66	733		3,504	
社会福祉振興助成費補助金収益				733		733	
子ども・子育て支援事業費補助金収益			66			66	
利子補給金収益	2,706					2,706	
寄附金収益				204		204	
資産見返運営費交付金戻入	176	28	76	1	4	285	
資産見返補助金等戻入			87			87	
賞与引当金見返に係る収益	75	14	5	3	40	137	
退職給付引当金見返に係る収益	55	11	4	2	30	102	
雑益					5	5	
総利益又は総損失(△)	△ 11,714	-	-	-	△ 0	△ 11,714	

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和4年度収支計画

別表2-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	745	123,033	123,777
經常費用	745	122,993	123,737
退職手当共済業務費	449	122,993	123,442
退職手当給付金		122,993	122,993
退職手当共済業務経費	449		449
一般管理費	30		30
減価償却費	29		29
人件費	236		236
臨時損失			
退職手当給付費支払資金繰入		40	40
収益の部	745	123,033	123,777
運営費交付金収益	706		706
退職手当共済事業収入		68,293	68,293
掛金		68,285	68,285
雑益		8	8
補助金等収益		51,356	51,356
国庫補助金収益		26,372	26,372
都道府県補助金収益		24,984	24,984
資産見返運営費交付金戻入	13		13
賞与引当金見返に係る収益	15		15
退職給付引当金見返に係る収益	11		11
雑益	0		0
臨時利益			
退職手当給付費支払資金戻入益		3,384	3,384
総利益又は総損失(△)	-	-	-

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画
令和4年度収支計画

別表2-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
費用の部	105	22,024	22,128
經常費用	105	22,024	22,128
心身障害者扶養保険業務費	22	22,024	22,045
支払保険料		7,518	7,518
給付金		14,505	14,505
心身障害者扶養保険業務経費	22		22
一般管理費	7		7
減価償却費	5		5
人件費	72		72
収益の部	105	24,119	24,224
運営費交付金収益	96		96
心身障害者扶養保険事業収入		20,652	20,652
受取保険料		7,518	7,518
保険金		12,090	12,090
金銭の信託運用益		1,044	1,044
資産見返運営費交付金戻入	1		1
賞与引当金見返に係る収益	4		4
退職給付引当金見返に係る収益	3		3
雑益	0		0
臨時利益			
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益		3,467	3,467
総利益又は総損失(△)	-	2,095	2,095

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和4年度資金計画

別表3-1

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	承継債権管理回収勘定	年金債回収	担保債管理回収	労災年金担保債管理回収	一時金支払等勘定	補償金支払等勘定		
資金支出	1,206,564	124,546	34,171	55,569	33,819	1,656	8,026	5,558		1,469,909	
業務活動による支出	926,677	123,725	22,128	49,535	2,189	1,092	1,318	1,906		1,128,571	
福祉医療貸付事業費	44,234									44,234	
福祉医療貸付金による支出	877,200									877,200	
社会福祉振興助成金による支出	733									733	
子供の未来応援支援金による支出	204									204	
退職手当共済事業費		122,993								122,993	
心身障害者扶養保険事業費			22,024							22,024	
年金担保貸付事業費					371					371	
年金担保貸付金による支出					1,569					1,569	
労災年金担保貸付事業費						5				5	
労災年金担保貸付金による支出						36				36	
一時金支払による支出							1,268			1,268	
補償金支払による支出								1,843		1,843	
人件費支出	2,210	237	72	269	129	3	34	44		2,998	
その他の業務支出	2,096	496	32	935	120	5	16	19		3,719	
国庫納付金の支払額				48,331			1,043			49,374	
投資活動による支出											
金銭の信託の増加による支出			12,005							12,005	
財務活動による支出	277,775				31,400					309,175	
長期借入金の返済による支出	250,775				17,400					268,175	
債券の償還による支出	27,000				14,000					41,000	
翌年度への繰越金	2,111	821	38	6,034	230	564	6,708	3,651		20,157	
資金収入	1,206,564	124,546	34,171	55,569	33,819	1,656	8,026	5,558		1,469,909	
業務活動による収入	325,650	120,381	19,713	45,232	23,720	554	0	0		535,251	
福祉医療貸付事業収入	38,113									38,113	
福祉医療貸付回収金による収入	282,945									282,945	
経営指導事業収入	73									73	
福祉保健医療情報サービス事業収入	5									5	
社会福祉振興助成事業収入	12									12	
退職手当共済事業収入		68,293								68,293	
心身障害者扶養保険事業収入			19,608							19,608	
承継債権管理回収業務収入				8,550						8,550	
承継融資業務収入				36,678						36,678	
年金担保貸付事業収入					828					828	
年金担保貸付回収金による収入					22,892					22,892	
労災年金担保貸付事業収入						14				14	
労災年金担保貸付回収金による収入						540				540	
運営費交付金収入	890	732	104							1,726	
補助金等収入	3,504	51,356								54,860	
寄附金収入	100									100	
その他の業務収入	9	1	0	3	0	0	0	0		14	
投資活動による収入											
金銭の信託の減少による収入		3,400	14,421	3,700						21,521	
有価証券の償還による収入		3,400	14,421	3,700						14,421	
有価証券の償還による収入										7,100	
財務活動による収入	876,500				9,800					886,300	
長期借入れによる収入	856,500				9,800					866,300	
債券の発行による収入	20,000									20,000	
前年度よりの繰越金	4,414	765	38	6,637	299	1,102	8,026	5,558		26,837	

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和4年度資金計画

別表3-2

(単位:百万円)

区 別	金 額					
	一 般 勘 定					
	福 祉 医 療 貸 付 事 業	福 祉 医 療 経 営 指 導 事 業	福 祉 保 健 医 療 情 報 サ ー ビ ス 事 業	社 会 福 祉 振 興 助 成 事 業	共 通	計
資金支出	1,201,599	462	482	1,020	3,002	1,206,564
業務活動による支出	923,823	462	482	1,020	891	926,677
福祉医療貸付事業費	44,234					44,234
福祉医療貸付金による支出	877,200					877,200
社会福祉振興助成金による支出				733		733
子供の未来応援支援金による支出				204		204
人件費支出	1,203	232	85	44	646	2,210
その他の業務支出	1,186	230	397	39	245	2,096
財務活動による支出	277,775					277,775
長期借入金の返済による支出	250,775					250,775
債券の償還による支出	27,000					27,000
翌年度への繰越金					2,111	2,111
資金収入	1,199,400	462	482	916	5,304	1,206,564
業務活動による収入	322,900	462	482	916	891	325,650
福祉医療貸付事業収入	37,118	363	391		240	38,113
福祉医療貸付回収金による収入	282,945					282,945
経営指導事業収入		73				73
福祉保健医療情報サービス事業収入			5			5
社会福祉振興助成事業収入				12		12
運営費交付金収入	130	25	19	71	644	890
補助金等収入	2,706		66	733		3,504
寄附金収入				100		100
その他の業務収入	3	0	0	0	6	9
財務活動による収入	876,500					876,500
長期借入れによる収入	856,500					856,500
債券の発行による収入	20,000					20,000
前年度よりの繰越金					4,414	4,414

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和4年度資金計画

別表3-3

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	共 済 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	921	123,625	124,546
業務活動による支出	732	122,993	123,725
退職手当共済事業費		122,993	122,993
人件費支出	237		237
その他の業務支出	496		496
翌年度への繰越金	189	632	821
資金収入	921	123,625	124,546
業務活動による収入	732	119,649	120,381
退職手当共済事業収入		68,293	68,293
運営費交付金収入	732		732
補助金等収入		51,356	51,356
その他の業務収入	1		1
投資活動による収入			
有価証券の償還による収入		3,400	3,400
前年度よりの繰越金	189	576	765

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
令和4年度資金計画

別表3-4

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	保 険 勘 定		
	業 務 経 理	給 付 経 理	計
資金支出	142	34,029	34,171
業務活動による支出	104	22,024	22,128
心身障害者扶養保険事業費		22,024	22,024
人件費支出	72		72
その他の業務支出	32		32
投資活動による支出			
金銭の信託の増加による支出		12,005	12,005
翌年度への繰越金	38		38
資金収入	142	34,029	34,171
業務活動による収入	104	19,608	19,713
心身障害者扶養保険事業収入		19,608	19,608
運営費交付金収入	104		104
その他の業務収入	0		0
投資活動による収入			
金銭の信託の減少による収入		14,421	14,421
前年度よりの繰越金	38		38

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(4) 令和4年度予算について

[貸付事業計画]

【一般勘定】

区 分		令和2年度		令和3年度	令和4年度		
		当初予算額	変更後予算額	予算額	予算額	対前年度(予算額)	
						増△減額	伸び率
		億円	億円	億円	億円	億円	%
福祉貸付	貸付契約額	1,748	5,008	6,371	4,374	△ 1,997	△ 31.3
	資金交付額	1,789	5,049	6,270	4,586	△ 1,684	△ 26.9
医療貸付	貸付契約額	1,273	20,728	11,489	4,312	△ 7,177	△ 62.5
	資金交付額	1,036	20,491	11,474	4,186	△ 7,288	△ 63.5
合 計	貸付契約額	3,021	25,736	17,860	8,686	△ 9,174	△ 51.4
	資金交付額	2,825	25,540	17,744	8,772	△ 8,972	△ 50.6
	財政融資資金借入金	2,594	24,974	16,898	8,565	△ 8,333	△ 49.3
	自己資金	231	566	846	207	△ 639	△ 75.5
	(うち福祉医療機構債券)	(200)	(200)	(200)	(200)	(0)	(0.0)

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		当初予算額	変更後予算額	当初予算額	変更後予算額	当初予算額	対前年度(当初予算額)	
							増△減額	伸び率
		千円		千円		千円	千円	%
一	般 勘 定	5,400,427	146,219,993	5,233,387	6,285,517	4,268,904	△ 964,483	△ 18.4
	運 営 費 交 付 金	1,210,360	3,212,991	1,210,376	1,774,896	889,691	△ 320,685	△ 26.5
	社会福祉振興助成費補助金	607,699	607,699	607,699	1,072,979	607,699	0	0.0
	障害者総合支援事業費補助金	—	—	—	22,330	—	—	—
	子ども・子育て支援事業費補助金	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	0	0.0
	利 子 補 給 金	3,516,368	3,516,368	3,349,312	3,349,312	2,705,514	△ 643,798	△ 19.2
	政 府 出 資 金	—	138,816,935	—	—	—	—	—
共	済 勘 定	28,077,236	28,095,339	27,092,941	27,092,941	27,103,373	10,432	0.0
	運 営 費 交 付 金	635,642	653,745	638,460	638,460	731,856	93,396	14.6
	給 付 費 補 助 金	27,441,594	27,441,594	26,454,481	26,454,481	26,371,517	△ 82,964	△ 0.3
保	険 勘 定							
	運 営 費 交 付 金	104,241	109,151	104,493	104,493	104,289	△ 204	△ 0.2
合 計		33,581,904	174,424,483	32,430,821	33,482,951	31,476,566	△ 954,255	△ 2.9

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階)

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>